

京ものの食品販路開拓支援事業費補助金 募集案内

■申請受付期間

令和7年10月27日（月）～

令和7年11月13日（木）17時必着（厳守）

■問い合わせ先・申請書及び報告書提出先

問 い 合 わ せ 窓 口 ・ 提 出 先	〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地京都経済センター3階 京都府中小企業団体中央会内 （一社）京都府食品産業協会 京ものの食品販路開拓支援事業費 担当者宛 電話 075-708-3704 FAX 075-708-3725 ※電話での問い合わせは、平日9時～12時、13時～17時 ※申補助事業名、所属する組合名及び社名等を初めにお伝えください。	※同一事業者からの 申請は、1件に限り ます。
---	--	-------------------------------

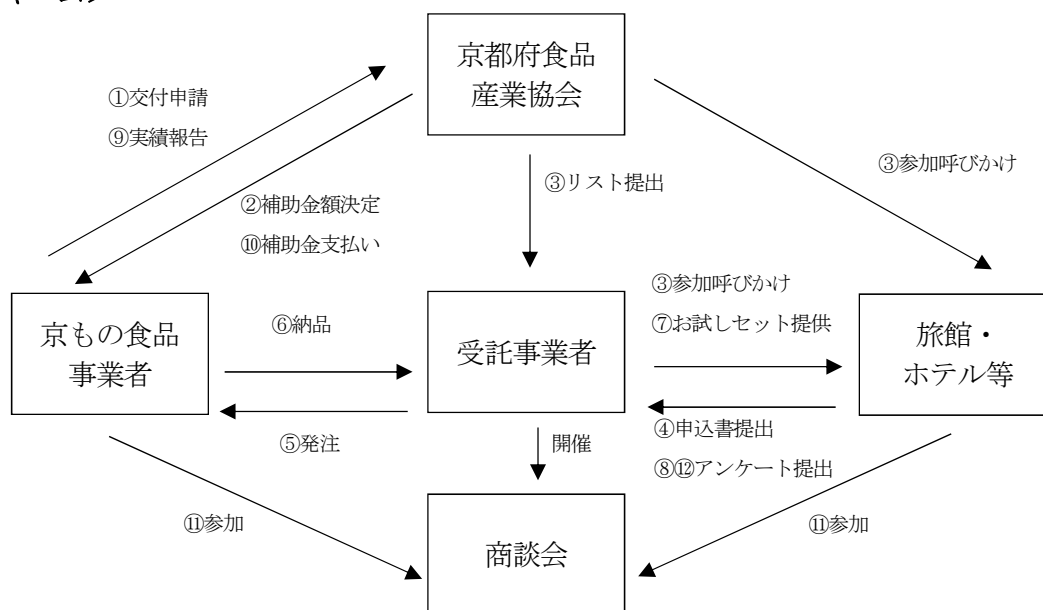
- ※ 必要書類が全て整ったことを確認したうえで本申請をしてください。書類が不足等していると要件不良となる場合があります。
- ※ 必要書類は、A4片面印刷で提出すること
- ※ 必要書類一式をレターパックなど追跡可能な方法で上記宛先に郵送してください。

1. 事業の目的

京都府内の食品事業者が物価高騰の影響を受けながらも安定した経営を継続できるよう、京都府内産農産物を主原料として使用した加工食品を府内の旅館・ホテル等に提供し、試食の機会を設けることで、新たな販路の開拓を支援します。

※旅館・ホテル等への試供品の提供は、受託事業者が行います。

<スキーム>



- ①各食品事業者は補助金額を算出し、補助対象商品を2つ選んで交付申請を行う。
- ②一般社団法人京都府食品産業協会（以下、食産協という）は申請をもとに補助金額を決定する。
- ③食産協、受託事業者は旅館・ホテル等に事業を告知する。
- ④旅館・ホテル等は事業に参加する場合、受託事業者へ試供品セット申込書を提出する。
- ⑤受託事業者は各食品事業者に発注を行う。
- ⑥各食品事業者は12月上旬から1月下旬のうち、受託事業者が指定する場所と時期（3～4回程度に分けて）に納品を行う。
- ⑦受託事業者は納品された商品から「日本酒セット」、「漬物セット（常温）」、「漬物セット（冷蔵）」などのセットをつくり、旅館・ホテル等へ送付する。
- ⑧旅館・ホテル等はお試し後アンケートを受託事業者へ提出する。
- ⑨各食品事業者は受託事業者への納品書をもって食産協へ実績報告を行う。
- ⑩食産協は各食品事業者に補助金を支払う。
- ⑪各事業者、旅館・ホテル等は令和8年2月頃に開催する商談会に参加するものとする。
- ⑫旅館・ホテル等は商談会参加後アンケートをその場で記載し受託事業者へ提出する。

2. 補助事業対象者

食産協に加盟する所属団体の会員事業者のうち、以下のいずれにも該当する事業者を補助事業対象者とします。

- ① 京都府内で生産された以下、対象農産物を主原料として使用した加工食品を製造・販売している者（補助対象期間内に限る）
- ② 京都府内に事業拠点がある者

※前2号に掲げる者のほか、食産協会長が適当と認めるもの

主原料とは・・・商品を構成する原材料のうち、農産物の中で最も使用量が多いもの。

3. 補助対象事業

京都府内で生産された対象農産物を主原料として使用した加工食品について、受託事業者を通じて旅館・ホテル等に試供品を提供する際にかかる費用（商品代金に限る）に対して、予算の範囲内において補助金を交付します（予算の範囲内において、試供品を買い上げ旅館・ホテル等に提供します）。

4. 対象農産物

酒米（京の輝き、祝）、米（酒米を除く）、青ねぎ、きゅうり、たけのこ、大かぶ、菜の花、小松菜、小かぶ、丸だいこん、ブロッコリー、長だいこん

※京都府内で生産されたものに限りです。

5. 補助対象経費

対象農産物を主原料として使用した加工食品の販売金額

6. 補助対象外経費

- (1) 公租公課（消費税及び地方消費税額等）
- (2) 輸送費
- (3) 帳簿、証憑などにより、納品・履行完了等の経理処理が適切に行われたことを確認できない経費
- (4) 申請代行手数料、振込手数料等の各種手数料
- (5) 上記のほか、不適切と認められる経費

7. 補助対象期間

交付決定日～令和8年1月30日（金）までに納品された取引

※実際に受託事業者が発注を開始するのが12月上旬以降を予定しています。

8. 補助金額算出方法および補助上限金額

令和7年（令和6年7月から令和7年6月）の仕入量×単価（差額）＝補助金額

京都府内産対象農産物と単価（差額）

	(円/kg)			
	令和6年	令和7年	増加率	単価（差額）
京の輝き	140	375	268%	235
祝	300	500	167%	200
米	258	375	145%	117
青ねぎ	663	893	135%	230
きゅうり	276	361	131%	85
たけのこ	908	1154	127%	246
大かぶ	151	186	123%	35
菜の花	1350	1698	126%	348
小松菜	329	403	122%	73
小かぶ	151	194	128%	43
丸だいこん	113	195	173%	82
ブロッコリー	416	645	155%	229
長だいこん	175	246	141%	71

※祝、京の輝きは全農聞き取り、米は令和6年産相対取引価格・数量から算出、その他は京都中央卸売市場第一市場の統計から算出。数値は四捨五入し、整数で表示している。

※複数の対象農産物を取り扱う場合は、補助上限金額に達するまで複数の補助金額を足し上げて申請できます。

※令和6年は令和5年7月から令和6年6月まで、令和7年は令和6年7月から令和7年6月までの期間とします。

具体例① 補助上限金額を超える場合は対象農産物ごとに定めた補助上限金額が補助金額となる。

対象農産物	仕入量 (kg)	単価 (円)	金額 (円)
京の輝き	3,000	235	705,000
祝	3,000	200	600,000
合計			1,305,000
補助金額			1,000,000

具体例② 補助上限金額を超えない場合は補助金額の合計が補助金額となる。

対象農産物	仕入量 (kg)	単価 (円)	金額 (円)
きゅうり	2,000	85	170,000
小かぶ	3,000	43	129,000
丸だいこん	1,000	82	82,000
合計			381,000
補助金額			381,000

補助上限金額	酒米（京の輝き、祝）：1事業者100万円 米（酒米は除く）、青ねぎ、きゅうり、たけのこ、大かぶ、菜の花、小松菜、小かぶ、丸だいこん、ブロッコリー、長だいこん：1事業者50万円 ※補助金額は千円未満切り捨て ※100万円補助と50万円補助の併用は不可 ※他の事業との併用は不可 ※予算を上回る申請があった場合、算出した補助金額から減額または対象外となる場合があります。
--------	---

9. 申請方法（京もの食品販路開拓支援事業実施要領（以下、要領という）も合わせてご確認ください）

① 8. 補助金額算出方法および補助上限金額をもとに補助金額を算出する。

② 申請した対象農産物を主原料として使用した加工食品のうち、補助対象商品（試供品）として提供したい商品を **2つ** 選び、必要な情報（主原料として使用する対象農産物、容量、通常販売価格、提供予定量、納品からの賞味期限、保管方法、合計金額）を記載する（対象農産物を3つ以上使用している場合でも、1補助事業対象者あたり2商品までが補助対象商品となります。）。

※補助事業対象者が提出した補助対象商品（試供品）をもとに「日本酒セット」、「漬物セット（常温）」、「漬物セット（冷蔵）」などのセットを作成し、最短の消費期限または賞味期限を示した上で、旅館・ホテル等に希望するセットを選択いただきます。期限の短い冷蔵食品より常温商品のほうが需要があると見込まれます。商品数が少なく、セットが作成できないなどの場合、個別に調整させていただくことがあります。

【注意】	○共通 ・補助算出金額合計≧提供予定量合計金額とすること。 ・提供予定量合計金額が交付申請金額となる。 ・納品から発送までに時間を要するため（最低3日程度）、冷蔵商品の賞味期限について十分注意する。 ・12月上旬から1月下旬まで、継続的に納品可能な商品を、補助対象商品として申請する。 ・実際に納品できない場合には補助の対象にはならない。（実績に応じて補助額を確定減する） ○日本酒 ・4合瓶（720mL）と一升瓶（1800mL）の2つの規格のみとする。 ・銘柄で1つの商品と考え、同じ銘柄で量が異なる場合、1つの商品として考える。 ・常温保存が可能なもののみ補助対象商品とすることができる。
------	--

10. 交付申請書の提出先・提出期限

（1）提出先・問合わせ先

〒600-8009

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地京都経済センター3階

京都府中小企業団体中央会内

（一社）京都府食品産業協会 京もの食品販路開拓支援事業費 担当者宛

電話 075-708-3704

FAX 075-708-3725

※電話での問い合わせは、平日9時～12時、13時～17時

※申請補助事業名、所属する組合名及び社名等を初めにお伝えください。

（2）提出期間・提出方法

提出期間：令和7年10月27日（月）～令和7年11月13日（木）17時必着

提出方法：郵送（提出期間内の消印有効。ただし郵便物の追跡が可能なレターパック等に限ります。）又は持参（平日9時から17時まで）

（3）提出書類

○本申請の様式等は、以下のホームページからダウンロードしてください。

<http://www.syoku-kyoto.com/> 『一般社団法人京都府食品産業協会』で検索

○書類は全て片面A4サイズとし、提出部数は、正本1部とします。（ホチキスは使用しないでください。）

○提出された書類は、評価、採択、管理等、一連の業務遂行のためのみに利用します。なお、提出された書類の返却はいたしません。

○提出された書類に不備があった場合は受付できませんので、提出期限よりなるべく早めに提出いただき、不備のあった書類を補正の上、速やかに提出してください。なお、受領後の精査の結果、申請資格がないことが判明した場合には、評価対象とならないことがありますので、ご注意ください。

<提出書類>

	提出書類
作成書類	①交付申請書（要領別記第1号様式）
添付資料	②補助対象商品に対象農産物を主原料として使用していることが分かる書類（仕様書や包材等）
	③令和7年（令和6年7月から令和7年6月）の仕入量と支払ったことが分かる書類（納品書・請求書・振込明細書等）
	④補助対象商品の通常販売価格が分かる書類 ※ECサイトの販売価格、店頭の販売価格など、消費者に販売する際の金額
	⑤その他食産協が必要と認める書類

11. 交付決定

- （1）食産協は補助金の交付申請があった場合、適当と認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付決定を行います。
- （2）食産協は、必要に応じて現地調査等の審査を行い、申請書の内容に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して補助金の交付を決定できるものとします。
- （3）食産協は、補助金の交付又は不交付を決定したときは、速やかにその内容及びこれに条件を付したときは、その条件を当該申請者に通知します。

12. 補助事業の変更（中止、廃止）

補助事業者は、事業の内容を変更しようとする際は、要領別記第2号様式による変更（中止、廃止）承認申請書を食産協に提出しなければいけません。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りではありません。

- （1）補助目的に変更をもたらすことなく、より効率的な補助目的達成に資すると考えられる場合
- （2）補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

13. 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から起算して14日を経過した日又は令和8年1月30日（金）のいずれか早い日までに、実績報告書（要領別記第3号様式）を食産協に提出する必要があります。

<提出書類>

	提出書類
作成書類	①実績報告書（要領別記第3号様式）
添付資料	②納品書等（受託事業者に提供した数量と金額等の分かるもの）の写し
	③請求書（要領別記第4号様式）
	④振込先口座の通帳写し（表紙及び見開きページ）
	⑤その他食産協が必要と認める書類

14. 交付決定の取消し

食産協は、補助事業の中止（廃止）の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができ、取消しの決定を行った場合には、その旨を当該補助事業者へ通知します。

- （1）補助事業者が、法令、要領又は法令若しくは要領に基づく食産協の指示に違反した場合
- （2）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- （3）補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- （4）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

15. 補助金の返還、関係書類の取扱

- （1）交付決定の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、食産協が別に定める期日までに返還を命じるものとします。
- （2）補助事業者は、本事業に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業の完了した日の属する年度の終了後10年度間保存が必要です。